

# 小学校社会科・身分制度成立に関する教科書記述の変遷

新 保 真紀子

**key words :**学校での差別事象、社会科教科書の変化、同和教育、部落史の見直し

## 要約

学校において今なお、同和地区住民などマイノリティに対する人権侵害や差別事象が生起している。その多くは、科学的な知識や具体的な事実に基づかない偏見が基底にあり、社会科教育が担う課題は大きい。近年、近世における部落史の見直しが進み、1990年代半ばより歴史教科書の記述が変化してきた。にもかかわらず、多くの教師の指導内容や指導方法は旧態依然としたままで、改善がなされていない。江戸時代身分制度成立を中心とした小学校社会科教科書の変遷を辿り、小学校社会科教育の指導内容と指導方法のありかたについて、考察する。

## 1. はじめに～国内外の人権教育と社会科教育～

近年、人権教育を推進することの必要性は、国連をはじめとする国内外の機関で唱えられている。例えば、「国連人権教育の十年」United Nations Decade for Human Rights Education (1995年～2004年) の行動計画においては、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、人権教育は、学校などの formal learning と家族やマスメディアなどの non-formal learning 双方で、全ての年齢層や社会構成集団によってなされるべきとしている。

さらに、「人権教育の十年」の総括と今後の行動について討議した国連総会は、2004年12月に、「国連人権教育世界プログラム」を2005年から開始することを全会一致で決定した。その第一段階（2005～2007年）は、初等・中等教育における人権教育に焦点を当てて取り組むこととなっている。

また、国連は、「人権教育の十年」以後、「国連識字の十年—すべての人に教育を」United Nations Literacy Decade: Education for All (EFA) (2003年～2012年)、「持続可能な開発のための教育の十年」United Nations Decade of Education for Sustainable Development (Decades of ESD) (2005年～2014年) を掲げ、多岐にわたる世界的規模での人権教育を進めよ

うとしている。

一方、「国連人権教育の十年」国内行動計画で、日本政府は国内の重要な人権課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等とならび、同和問題<sup>1)</sup>を挙げている。そして、これらの課題に formal learning として学校教育が担うべき役割を指摘し、教員や保育士や医療・福祉関係者などを人権教育の推進に当たる特定の職業従事者として特記している。

さらに国内においては、人権教育・啓発推進法（2000年）、それに基づく人権教育・啓発基本計画が策定され（2002年）、現在文科省では、「人権教育の指導方法の在り方等について」第2次とりまとめの最終段階にきている（2005年12月現在）。そこでは「人権教育を通じて育てたい資質・能力」として、①知識的側面②価値的・態度的側面③技能的側面の3つを挙げている。そして、①知識的側面の指導内容参考例として社会科等の授業をとりあげ、「人権にかかる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広い内容構成と、柔軟で弾力的な指導方法との工夫」「資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた授業の展開なども有効」としている。人権教育に社会科を特記しているのは、社会科が「人と人、人と自然、人と社会」の在り方を学ぶ教科であり、人間の過去・現在・未来を考える教科だからである。

## 2. 学校における部落差別事象と現代の部落差別

以上のように国内外で人権教育が推進されようとしている今にあってもなお、学校での人権侵害は決して楽観視できない状況にある。いじめの多発化は言うに及ばず、障害者・外国人・同和地区生徒への偏見と差別事象が、未だ克服したと言えない状況にあるからである。特に同和地区に対する蔑称語を使った差別事象の多発化は、歴史教育の在り方と大いに関係している。大阪府教育委員会（以下大阪府教委）は蔑称語を使った事例を、「相手に対してダメージを与える言葉であると知った上で用いている」「正確には知らないが、マイナスイメージを持って用いている」「言葉の意味を誤って理解して用いている」と分類し、多くの事例を挙げている。<sup>2)</sup>

最近の事例を取ってみても、廊下の壁に「えた ひにん←A、天才=B」という落書きや、「『だまれ、えた』とたびたび発言」「Cは威張っている。Cはひにんのレベルや」（A～Cは生徒の実名）など蔑称語を使った事例が多い。また、「お前らは部落だ。農民の下が部落やろ」といった発言や、クラブのレギュラーをはずされた状態に対して「オレは部落といっしょや」（「排除されている」の意）といった発言など、子どもたちの歴史認識と人権感覚の不十分さが表れている。とりもなおさずそれは、学校の歴史教育や同和教育の不十分さをも露呈していることに他ならない。

子どもたちが蔑称語を使った状況は様々である。一つは、相手を貶めたり、攻撃したり、排

除する際の手段として使用している。「同和地区」「えた ひにん」＝「低位なもの」「惨めなもの」「排除されたもの」という偏見にもとづき、相手を攻撃する構造である。二つ目には教師や学校への反発や試し行為として、学校が混乱したり教師が困ることを見越して、わざと賤称語を連発する事例もある。三つめには、友人同士間の悪ふざけや揶揄、悪意のある冗談として使用されている。四つ目には数は少ないが、「えた ひにん」という用語が賤称語であることを知らないで使ったケースさえある。いずれにせよ、科学的な歴史認識や人権意識の獲得と偏見の克服、そして子どもたちの人間関係の修復が教育的課題となっている。<sup>3)</sup> 偏見に満ちたおとな社会や地域、家庭から子どもたちへと世代間継承される差別意識を克服するためにも、歴史教育や同和教育が担うべき課題は大きい。

### 3. 社会科歴史教育における近世被差別民の教え方と教科書の変遷

#### (1) 社会科教科書における被差別民初記述の背景

社会科教科書に、江戸時代の被差別民について記述が始まるのは、中学校歴史教科書では1972年、小学校教科書では1974年のことである。中学校教科書には「えた、ひにん」の語句も使用され、小学校教科書では「さらに低い身分」などと表現された。

教科書に積極的に被差別民に関する記述がなされ始めた時代背景は、いかなるものだったのか。すでに1965年には国の同和対策審議会答申が出され、同和問題の「早急な解決こそ国責務であり、同時に国民的課題である」として、国をあげての解決が求められた。続いて1969年には同和対策特別措置法が施行され、以後33年間にわたり行政上の特別措置が進められた。教育行政においても文部省を中心に、同和教育研究指定校による研究推進、同和加配教員の配置などが進められることになる。

行政的措置よりはるかに先行して、1948年には「今日も机にあの子がいない」という言葉に象徴される同和地区児童の長欠不就学を解決しようとする取り組みが、教師たちによって開始される。戦後の同和教育の始まりである。それ以後、学習権の保障・教育条件の改善・非行と低学力の克服など、同和教育が取り組む課題も広がってきた。1960年代後半から70年代初頭にかけて、同和地区の子どもたちの高校進学率は大幅な改善を見ていく。同時に同和教育は同和地区を校区に有する学校（同和教育推進校 以下、同推校）から、有さない学校（以下、一般校）へと広がりを見せていく。1960年代以降、子どもたちに「部落差別をどう教えるか」という教育課題について、従来の教科書やサブテキストの吟味と、新たな教材創造が課題となっていた。1960年に奈良県同和教育研究会が同和教育副読本『なかま』を作成し、1967年に部落問題研究所が『はぐるま』を作成した。続いて1970年には大阪で解放教育研究所が読本『にんげん』を発刊し、大阪府・大阪市教育委員会によって全児童生徒に無償配布された。『にんげん』は部落差別を始め、さまざまな人権問題を網羅した人権教育のサブテキストとして、現在まで改訂されながら活用されている（現在は『にんげん』編集委員会編集）。

一方、教職員を中心とした同和教育研究組織は、1952年奈良県同和教育研究会の創立をはじめ、翌年に全国同和教育研究協議会（以下、全同教）と大阪府同和教育研究会（現、大阪府人権教育研究協議会）が結成された。以後、半世紀にわたって関東以西を中心に35都道府県・政令都市の研究組織が全同教に加盟し、実践課題の一つに「部落差別をどう教えるか」が掲げられてきた。1970年代前半に社会科教科書に被差別民についての記述が始まった背景には、こうした官民両サイドからの同和問題解決にむけた取り組みがあったことが、大きく作用していたと考えられる。

## (2) 社会科教科書に初記述された身分差別制度

こうして同和教育推進の大きなうねりと行政的な同和問題解決の動きの中で、教科書に被差別民についての記述が始まった。それは、「寝た子を起こすな」論（敢えて教えなければ、やがてみんな知らなくなつて、差別は解消するという論）を越えて、積極的に部落差別についての科学的な知識を教えることによって、偏見を克服しようという判断に他ならない。

しかし、当初はその記述に関しては不十分点も多かった。社会科教科書で江戸時代の身分制度についての記述を要約してみると、以下のような学習内容であった。（ ）は中学校教科書の例である。

- ①江戸幕府が、土農工商という身分制度を作り、その下に差別された身分（えた・ひにん）を置いた。
- ②それは、過酷な年貢や役負担を農民に負わせるために必要な分断支配のしくみであった。
- ③差別された人々（「えた・ひにん」）は悪条件の土地に住み、（死牛馬の処理など）人のいやがる仕事をさせられ、社会から排除され、差別され、惨めな暮らしをしていた。

以上のように、当初の記述は「士農工商の下にいちだんと低い身分」とか、「さらに低い身分」（えた、ひにん）をおき、「みじめなくらし」「差別をきびしく」といった表現がどの教科書にも使われていた。身分差別制度の「政治起源説」と、被差別民の低位性や悲惨さを表現した記述傾向は、その後、1990年代まで続いた。

さらに教科書以上に踏み込んだ解説を授業で行い、ピラミッド型の図に上から順に「士・農・工・商・えた・ひにん」と板書したり、「きびしい年貢に苦しむ農民に『上見て暮らすな、下見て暮らせ』とあきらめさせて分断支配をした」とか「差別の沈め石」といった表現など、差別の過酷さを強調して教えてきた。いわゆる「悲惨史観」や「貧困史観」である。

こうした学習は、やがていくつかの教育課題にぶつかった。それは①差別の過酷さや非合理性を強調する余り、教師の意図に関わりなく、被差別民が「低位」「悲惨」といったマイナスイメージで子どもたちに映し出されていないか ②差別の不合理性や、部落差別を解決する必要性は認識できても、同和地区外の子どもたちにとっては他人事であったり、「かわいそう」などといった同情的な認識に留まってはいないか ③「人間は平等だ」というたてまえ論だけに終わってはいないか ④差別の過酷さを強調することで、当事者の子どもたちのエンパワメント

ントに繋がっていないのではないかなど、極めて本質的な問題提起であったと言える。<sup>4)</sup>

こうして1980年代になると、部落問題学習は子どもたちのエンパワメントを大切にしつつ、マイナスイメージの部落問題との出会いはやめよう、豊かに前向きに生きている被差別部落の人々との出会いや、自分たちと差別とのかかわりをもっと考える教材を大切にしようという、新たな観点が強くなってきている。それは同推教育が、同和校から一般校へと広がっていった時期とも重なるし、同和教育の実践的課題が学力保障や集団づくりなど普遍的なものへと広がりを持ち始めた頃とも一致する。<sup>5)</sup>

歴史教育においても、地域の部落史を掘り起こした自主編成教材が作成され、渋染一揆の教材化などが進んでいったのもこの時期であった。しかし、まだそれはごく一部の歴史教育における動きにすぎなかった。「悲惨史觀」や「貧困史觀」はまだ根強かったと言えるし、それを覆して定説化するには、当時の近世被差別民に関する史料不足が大きく響いていたと言える。

### (3) 歴史学における「部落史の見直し」

さて歴史学研究において、中世・近世賤民や百姓のとらえ直しに関する大きな変化は、1970年代後半から徐々に始まり、1990年代にピークを迎える。これまでの歴史常識を大きく覆すきっかけとしては、網野（1978）の功績が大きい。彼は中世賤民の世界観を大きく転換させ、賤民研究に大きな刺激を与えた。すなわち、中世前期の賤民たちが畏怖畏敬の念を持って見られながら賤視されていたこと、やがて中世後期には賤視のみが残されていったこと、彼らの住む地域が世俗の権力や権利・義務関係から超越した一種の聖域（アジール）として存在したことを論証した。また、江戸時代の百姓概念を転換させ、百姓=農民ではなく、漁労民・狩猟民など多くの仕事を持つ、まさに「百の姓」<sup>かばね</sup>として捉え直した。水呑百姓といえども困窮した農民とはかぎらず、田畠は所有しなくても交易船をもって積極的な流通業を営んだ裕福な「百姓」もいたことなど、江戸時代の百姓観を、土地に釘付けられ固定的な農業専業民という農本主義的視点のみで捉えることの誤りを指摘した。こうした重層的な中世・近世社会のとらえ方は、「部落史の見直し」に大きく貢献したのである。

斎藤・大石（1995）らは江戸時代の農民像を、貧農史觀から脱却して捉えることを主張し、農民の生活の豊かさや識字率の高さなどを指摘した。上杉・寺木ら（1992他）は「えた・ひにん」の系譜をどこまでさかのぼって捉えるか、近世被差別民の起源や系譜、成立時期をめぐり、多岐にわたって論争を続けている。また、寺木は被差別の村の起源と身分の起源の区別を主張し、上杉は中世賤民と近世賤民の連続性を唱えた。さらに、江戸時代の「土農工商」という身分制度の存在に疑問を呈し、「えた・ひにん」身分を最下位に位置づけたとする身分制度の説明についても疑問を呈した。こうして、「土農工商えた・ひにん」という身分制度は、幕府によって確立されたというこれまでの常識を覆し、中世賤民に対する世間の賤視感を利用して、幕府が制度として確立したものであるということ、「えた・ひにん」は身分外身分であるというディスコースが、確立しつつある。

さて、こうした歴史観の大きな変化と並行して、江戸時代の被差別民の生活が徐々に明らかになっていった。それは各地から発見された新たな古文書とその研究成果によるものであった。例えば、大阪では1969年から8年かけて発刊された和泉国・南王子村の『奥田家文書』15巻をはじめ、1971年から3年かけて『河内国更池村文書』3巻、近年では1999年『和泉国かわた村支配文書』2巻など、膨大な地域史料が刊行され、今も続いている。

具体的に見ると、例えば江戸時代には大半のえた村が本村の枝村や分村として本庄村屋の支配下にあった中で、南王子村は数少ない独立したえた村であり、単独で庄屋がいたえた村であった。そして『奥田家文書』は、その南王子村庄屋奥田家が代々保存していた1万7千点に及ぶ200年間の貴重な村方文書であった。膨大な『奥田家文書』の共同研究にあたった盛田・岡本・森（1979）らは、江戸期の人口増加が元禄期以降約3千万人と停滞していた一方で、南王子村はその人口が明治期まで5倍近くに増加していたこと、それが流入によるものではなく自然増加であることを、宗門改帳に基づいて論証した。えた村だけが人口増加している現象は、南王子村だけでなく他地域のえた村でも証明されていった。江戸時代の日本が享保期以降3000万人で人口停滞している背景には、家族が子どもを養うる家計の収支バランスに立って、間引きなどの人為的人口調節をおこなってきたことを示している。それに対し、えた村がなぜ人口増加を可能にしたのか？えた村には熱心な浄土真宗信者が多く、信仰心が厚かったという精神性だけで説明することは不可能である。そこには封建制社会下の農業中心の経済関係を越えた資本主義的生産活動（雪駄表づくりや皮革業・竹細工・にかわ製造などの「稼ぎ」）があったことが挙げられる。

他にも年間10万～20万枚もの牛の原皮を扱ったという摂津・渡辺村や播磨・高木村の皮革業の活況や渡辺村が九州薩摩へ骨粉などの交易をしていたように、活発な交流があった。こうした交流に支えられて、えた村の結婚圏は広い。村人にえたとの交流を禁ずる御触書が出された背景には、逆に交流があったからこそである。さらに江戸・えた頭の弾左右衛門の豪奢な暮らしよりも、注目に値する。関東一円の7万人のえたを支配した弾左右衛門は、武士のように丁髷を結い、羽織袴を着用し、帯刀を許され、関東地方のい草を独占的に買い占める特権を持っていた。江戸町奉行の代理として、治安維持のために江戸の町を見回るときは、籠に乗り、26人の供を従えた行列であったことなど、えた村が貧困と差別に喘いでいたという従来の定説と大きく異なる状況が明らかになっていったのである。

#### （4）社会科教科書における被差別民の記述の変遷

このような歴史学上の「部落史の見直し」は、いち早く同和教育先進地域の社会科教科教育に反映し、実践されていった。こうした実践事例を参考に、やがて教科書記述も徐々に歴史学上の「部落史の見直し」を受け入れて、変化し始める。

そもそも教科書は、教科書無償措置法第14条により、いったん採択されると、4年間同じものを採択することとなっている。通常4年ごとに大きな改訂と教科書検定がおこなわれ、採択

地域ごとに教科書採択がおこなわれていくしくみである。年間に、国が無償給与のための教科書予算額は、平成17年度で399億円であり、約1,089万人の児童生徒に、合計約1億800万冊の教科書が給与されている。小学校社会科教科書を見てみると、3・4年／5年／6年用がそれぞれ上下2冊、計6冊を教科書会社5社（地図については2社）が作成している。確立された学問上の到達点を記述することを第一としながら、いかに教育行政や学校教職員に評価される特徴ある教科書を作成するか、教科書会社からすれば企業努力をしていることになる。

さて、1990年代から活発化した部落史の見直しにより、近世賤民身分の系譜、その起源、被差別民の暮らしぶり、差別の実態などが明らかになってくると、教科書記述について、以下のような疑問が出てきた。

- ①「土農工商」という身分制度は果たしてあったのか？
- ②百姓=農民なのか？
- ③江戸幕府が「えた・ひにん」という差別制度を作り上げたのか
- ④えた・ひにんという身分は、最下位に置かれた身分なのか
- ⑤えた・ひにんの暮らしは本当に貧しく、悲惨だったのか
- ⑥えた・ひにん身分は、社会から排除され、村人や町人との交流はなかったのか？

これらの問題提起を支えたのが網野史学以後の歴史学の発展であり、そして各地で発掘され研究されたえた村に関わる古文書の刊行であったことはすでに述べた。結果として、教科書記述は徐々に変化し始める。まず、1996年教科書改訂では、被差別民の暮らしぶりについての記述に変化が見られ、2000年教科書改訂では、身分制度成立の記述について大きな変化が見られた。

付表は教科書記述の変化を、歴史教科書の占有率の高い東京書籍と大阪書籍を中心に、教科書採択年ごとに時系列でまとめたものであり、教科書記述の変化がよく分かる。歴史学上の部落史の見直しによる変化（→記述）と、それに対応した教科書の変化を概略的に示してみると、以下の通りである。

- ①「土農工商」という身分制度は果たしてあったのか？  
→「土農工商」（四民）という名称や身分制度は当時、存在していない。近代になって『管子』など中国の古典からの引用をしたにすぎない。  
(教科書)「土農工商」という表現は消え、「武士が農民や町人（職人・商人）を支配した」という表現に変化している。
- ②百姓=農民なのか？  
→町や村で生活する人々は、多様な職能を持っている人々であり、百姓には漁労や狩猟、さらには交易にかかる人々もいた。土地に縛り付けられた農本主義的な農村ではないし、専業的に農業をしているとは限らなかった。  
(教科書)町に住む商人や職人などを「町人」と総称し、村に住む農業・漁業・林業などに

携わる人々を「百姓」や「村人」と総称する記述に変化した。

③江戸幕府が「えた・ひにん」という差別制度を作り上げたのか

→かつては被差別民について、異民族起源説・職業起源説・宗教起源説など、起源と系譜を巡ってさまざまな起源説があり、今も偏見を与えていた側面がある。これらの起源説を否定してきたという意味において、従来の幕府が差別制度を作ったという近世政治起源説の意義は大きい。しかし、幕府が無から被差別身分を創出したのではなく、本来、社会に存在した蔑視感や世俗的差別を利用して、身分制度に組み込んでいったと捉えるべきである。被差別民の起源については、中世から近世まで学説は様々であり、被差別の村（かわた村など）の成立時期も各地で異なる。中世賤民と近世被差別民との連続性・不連続性もさまざまであり、一面的に断定できない。しかしいずれにしても、社会にある世俗的差別を利用して幕府が身分制度を整備したという意味で、一種の政治起源説であるが、差別意識や差別行為の主体は、幕府だけではなく、民衆の側にもあったことを軽視しない傾向である。  
(教科書)「農民や町人からも差別された人々もいました。」といった記述に留め、幕府が「身分制度を作った」という表現は消えている。中学校教科書では「幕府は『えた』や『ひにん』などと呼ばれる身分をおきました」(大阪書籍1997年)という記述が「『えた』や『ひにん』などと呼ばれる身分がありました」(大阪書籍2002年)と、明らかに表現が変化してきている。(下線は筆者)

④えた・ひにんという身分は、最下位に置かれた身分なのか

→すでに例を挙げた関東のえた頭、弾左右衛門の権力と豪奢な暮らしづらりや渡辺村・高木村の繁栄などを見ても、最下位ではありえない。また、各地で交流を禁じ、祭りなどから排除する文書などから、最下位の身分ではなく社会から排除された位置にある「身分外身分」として捉えるべきである。

(教科書)「身分上きびしく差別されてきた人々もいました」(東京書籍2005年)という表現にして、従来の「さらに低い身分」という最下位を示す記述を避けている。

⑤被差別民の暮らしは貧しく、悲惨だったのか

→雪駄表などの「稼ぎ」がえた村の収入の8割を占める例など、農業経済に縛られない生業で、えた村の人口比が江戸期に数倍に増加している事実、皮革業で栄えた村、各地との幅広い交易、死牛馬の処理権である草場株の独占などからも、貧困ではなかった。(貧困化していくのは、明治期以降である。) また、中世賤民の文化的系譜を引き継ぐ伝統文化の継承や、腕分けの技術や医術など文化的貢献についても評価する。

(教科書)「差別を受けていた人々の住む、ある村の人口」図で、えた村の人口増を扱ったり(東京書籍2000年)や「農業を営んでねんぐをおさめ、すぐれた生活用具をつくったり、芸能を伝えたりしたほか、医学の発展にこうけんするなど、当時の社会や文化をささえました」という記述(大阪書籍2005年)など、悲惨・貧困イメージから、経済的文化的豊か

さを示すプラスイメージの記述も増える。またすべての教科書がコラムを特設して渋染一揆を記述し、さらに老屠が腑分けをしながら蘭学者たちに臓器の説明を行っているイラストを描き、「解体新書」の完成に貢献したコラムを設け、インパクトの強い記述となっている。<sup>6)</sup>

⑥えた・ひにん身分は、社会から排除され、村と交流はなかったのか？

→排除を差別政策の基本とするものの、実際の暮らしの中では、えた村を出て商家に就職した者、えた身分を承知で就職斡旋した者、えた以外の人と結婚していた者などに対して、処罰事例が残されている。逆に見れば、こうした世間との交流が存在したこと示している。皮革業や骨粉製造、雪駄表づくりなど、えた村の産業を通じた交易もさかんであり、交流禁止は武士階級が目論んだほど、完全には行われてこなかったと考えられる。

(教科書)「服装や行事・祭りの参加などできびしい制約を受けました」(大阪書籍2005年)  
という表現で、排除されたことを示している。

#### (5) 学校における歴史教育の課題～学生アンケートから

以上のように、部落史の見直しとともに、身分制や被差別民についての教科書記述も明確に変化してきた。ここで大きな疑問は、「土農工商えた・ひにん」とピラミッド型の図を板書し、結果として子どもたちに「えた・ひにん」の下位性を印象づけてきたこの指導方法は、教科書には当初より存在していなかったという事実である。わずかに日本書籍が「土農工商」を縦型で図示していたり、1990年に帝国書院が、中学校教科書で唯一ピラミッド型に近い図で身分制度を示し、最下位に「えた・ひにん」を図示していた。しかし、これも次回改訂(1993年)では早くも無くなり、以後ピラミッド型身分制度図は、全く記述されていない。小学校の社会科指導書では、教育出版が1989年に、帝国書院のピラミッド図に先行してよく似た図を示していたが、現在はこの図も使用されていない。

しかし、ピラミッド型身分制度図はインパクトの強さや「明快さ」の故に、社会科授業では広く実在してきた。しかも問題なのは、教科書記述が変化してきているにもかかわらず、その変化が授業に反映されないで、今も「貧困史観」と下位性を強調した授業が続行されていることである。

それは、図表から推測することができる。このデータは、2005年度神戸親和女子大学「同和教育の研究」受講者(302名)と大阪市立大学「人権・進路指導の研究」(43名)合わせて345名について行った「小中高校時代に受けた同和教育／社会科教育に関するアンケート」(以下、アンケート)である。両大学学生の回答結果は類似していたため、合計して分析を進めた。受講学生の年齢が現在20歳前後であることから、彼ら／彼女らが小学校6年生であったのは10年足らず前の1995年以降であり、中学生であったのは5、6年前の2000年頃である。すでに部落史の見直しが小中学校教科書記述に反映されている時期に、社会科を学んでいることになる。

まず図1-1、1-2は、学生が小中学校時代に受けた同和問題に関する授業のテーマや事項

であるが、最も多数が「江戸時代の身分制度と差別のしくみ」（小55.7% 中69.6%）について学んでいる。次いで「水平社創立」（小39.4% 中57.1%）が多い。

図1-1 小学校で習った同和問題

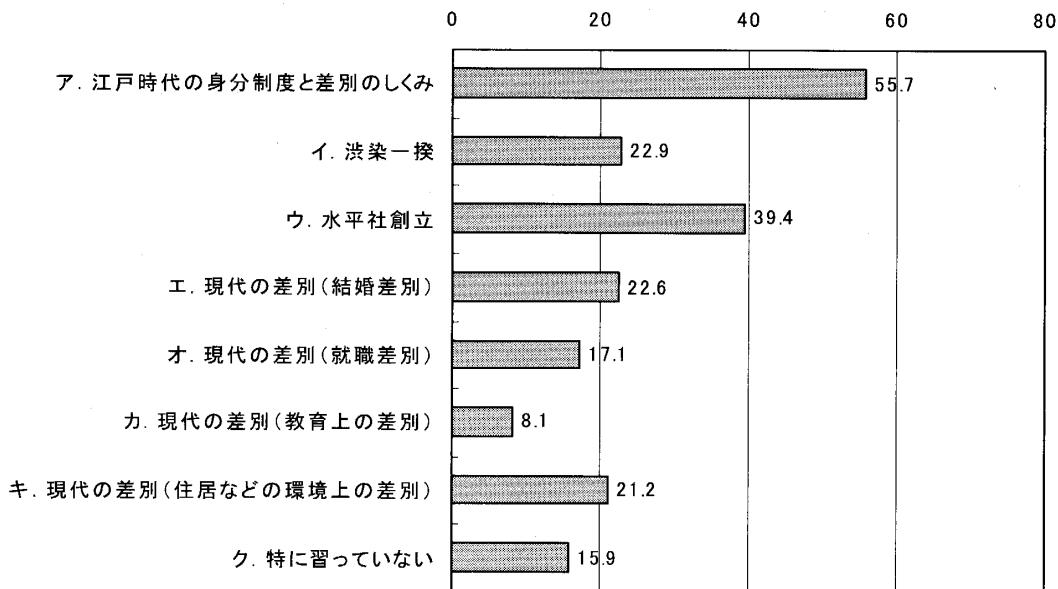
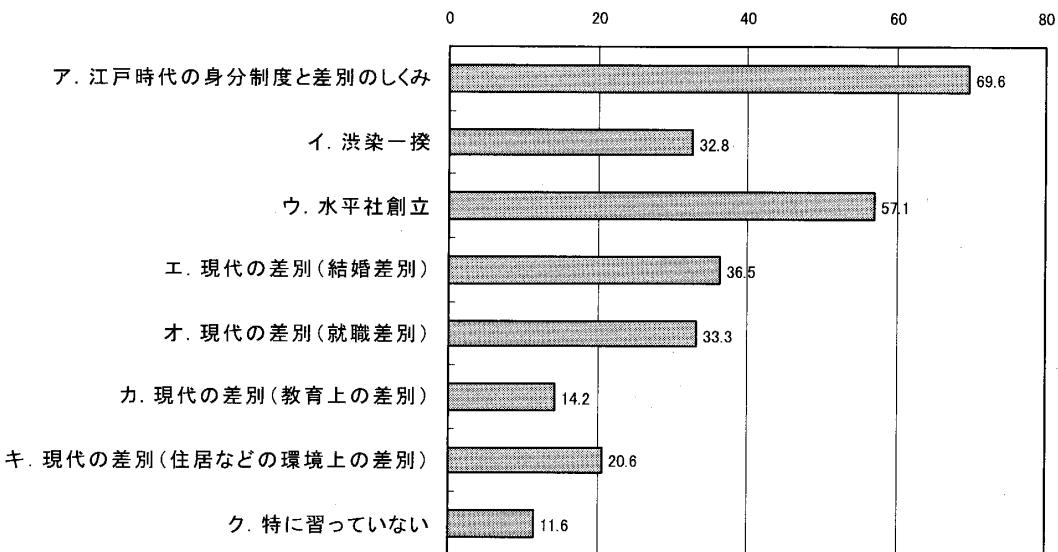


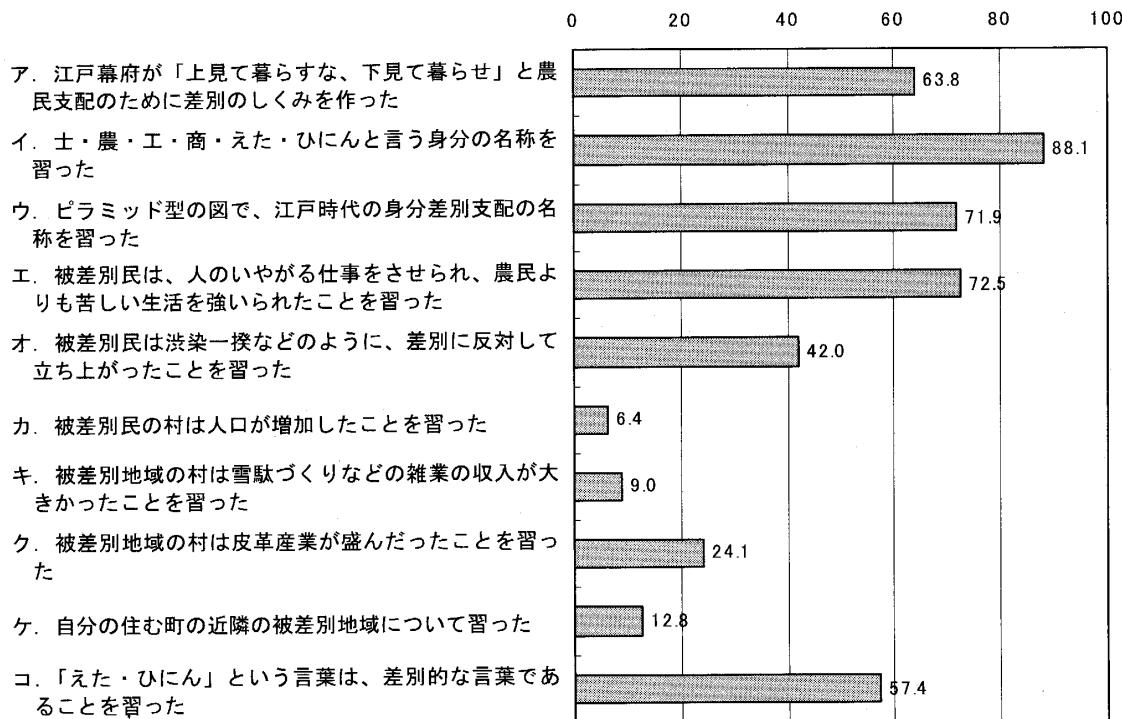
図1-2 中学校で習った同和教育



では、最も多い「身分制度と差別のしくみ」について、どのように学んできたのだろうか。図2は「江戸時代の差別制度について、あなたが大学以前に習ってきたことに近いものに、すべて○をつけてください」という問に対する回答である。「士・農・工・商・えた・ひにんという身分の名称」(88.1%)をピラミッド型の図で学び(71.9%),「人のいやがる仕事をさせられ、農民より苦しい生活を強いられ」(72.5%),「上見て暮らすな、下見て暮らせ」と農民支配のために差別のしくみを作ったという学習(63.8%)が大半である。つまり近年の教科書記述の変化を反映した授業ではないことが分かる。また、注目するべきは「えた、ひにん」と

いう言葉が賤称語であることを習った学生が57.4%に留まっていることである。本来、「えた、ひにん」という語句は「穢多、非人」という漢字からも分かるように明白な賤称語である。そして今なお現代社会において生きている差別語であり、同和地区住民を傷つける言葉であることを、きちんと教えられていないのである。これでは、歴史学習を引き金にして、差別事象が起きても不思議ではない。

図2 大学以前の江戸時代身分制度の学習



#### 4. 今後の歴史教育と同和教育のありかたについて

以上をまとめてみると、同和問題解決という社会的要請や同和教育の進展のもとで、1970年代前半に社会科教科書に被差別民の記述が始まり、歴史教育が担う役割が重視されてきた。しかしその記述は、江戸時代の被差別民を身分制度の最下位に位置づけ、差別の過酷さと被差別民の貧しさを強調した「悲惨史観」「貧困史観」に貫かれていた。やがて、この記述では被差別部落の下位性や慘めさを印象づけるのではないかという問題提起から、その指導内容や方法の在り方が大きな課題となってきた。

一方、1970年代から始まり、1990年代に活発化した「部落史の見直し」は、江戸時代の被差別民の系譜や起源を巡る論争とともに、えた村の活発な生産活動と経済的な豊かさなどを明らかにすることで、「貧困史観」を否定していった。こうした歴史学上の到達段階を見据えて、社会科教科書記述も1990年代後半より徐々に変化し始める。しかしながら、変化してきた社会科教科書を学校で教える教師たちが、その指導内容の変化を認識し、授業に変化をもたらすところにまで至っていない現状が明らかになった。

では、今後の社会科歴史教育で、この江戸時代被差別民の授業を進めるために必要なことは何なのだろうか。まず第一の急務は、旧態依然とした知識と指導方法をよしとせず、歴史学や教科書の変化を理解し、授業内容を変えていくことである。そのためには、教師自らの早急な自己学習はもちろん、教育委員会や研究機関による研修会をたびたび行う必要がある。また、当然のことながら大学における教職課程講義においてもこうした歴史学や教科書の変化を反映した部落問題学習の進め方について、講義を進めるべきであろう。さらに大学教育全体で同和問題の科学的な認識を高めていくための教育や研究もまた、必要とされている。

第2は、より生き生きとした被差別民の暮らしや百姓の暮らしを説明できるように、彼らの生産活動や暮らしを語る史料を準備し、子どもたちに提示することである。すでに教科書の記述においても、えた村の人口増加、腑分けの技術で「解体新書」に貢献した老屠、渋染一揆の戦略の卓越さなど、教材に事欠かない。さらに地域史なども加味しながら、より豊かに補強する教材準備をしたいものである。

その際は、黒川（2004）の指摘するように、過度に悲惨さを強調することも、過度に被差別民を美化することもせず、それ以上でもそれ以下でもない等身大の表現で、被差別民の暮らしに焦点化して、明らかにしていくことが重要である。

第3に、その際、賤称語についてはくれぐれも慎重に扱う必要がある。たとえ授業説明であろうとも教師は「えた、ひにん」という言葉の持つ差別性を認識しつつ、賤称語であることの説明をする必要がある。当然、「えた、ひにん」という用語の使用は授業中、必要最低限に留め、被差別民などの用語に置き換えて説明する人権感覚も必要であろう。子どもたちの差別事象が多発する中で、教師の姿勢が大きく問われていると言わざるをえない。タブー視するのではなく、積極的な指導をとおして、無知や偏見の克服を可能にする授業展開が求められている。

第4に、こうした人権にかかわる授業では、子どもたちの反応を一人ひとりきちんと掴むことが必要である。当事者の子どもが在籍している場合、その子どもの反応を大切に見守る必要があるし、その子どもがエンパワメントできる授業をめざす必要があろう。また、逆に偏見が強い子どもや差別に無関心な子どもも在籍しているだろうから、その子どもの疑問や偏見に丁寧に向き合い、一つずつ解決していく長いつきあいが必要だろう。建て前だけで、子どもたちの疑問や偏見を上から押さえつけず、疑問を丁寧に解いていく姿勢が教師に求められている。

第5に、同和問題にかかわる学習は、知識学習だけに留まってはならない。学ぶとは「ることを学ぶ」「ともに生きることを学ぶ」「なすこと学ぶ」「人間として生きることを学ぶ」ことだと、ユネスコ・ドロール報告書（1996年）は述べている。言い換えれば、人権教育の4側面概念を柱として、進めていく必要がある。すなわち「人権についての教育」（知識理解）「人権としての教育」（教育の保障など）「人権を通しての教育」（人権に配慮した教師の姿勢や学習集団など）「人権のための教育」（めざす目標）を大切にした教育が進められなければならない。無知が偏見を助長しているのなら、科学的な知識と、学んだことによる気づきや価値観形

成、そして偏見を克服しうる行動へと、エンパワメントできる学習が求められている。

第6に、そのためには教師の立場性が問われるのは必然であろう。教える内容だけに留まらず、説明をする教師の態度、姿勢、まなざし、口調が、大きなメッセージとして子どもたちに伝わる。クラス集団や教師と子どもたちの人間関係も作用する。教師が、自分の生き方や信念を通して教えているのか、ただ知識として教えているのか、はたまたタブー視することを暗に教えているのか、子どもたちは見抜く。同和教育が、教師の自己変革や「差別の現実から深く学ぶ」という原則を掲げてきた所以である。

以上の点に留意しながら、江戸時代の被差別民について歴史学習を進めていくことが重要と考える。

## 5. 最後に

大きな目で見れば、長年にわたる部落差別への取り組みや同和教育の成果は着実に表れてきている。奥田（2002）は、2000年に大阪府がおこなった大阪府民と同和地区住民への実態調査をもとにした「2000年部落問題調査」分析をおこない、現代の部落問題の課題と成果を明らかにしている。それによると、教育や就労などで今なお同和地区に残る課題が明らかにされたが、一方で若い世代や同和地区隣接地域に変化が起きはじめている。

1965年の国の同和対策審議会答申が「最後の越えがたい壁」と述べた結婚差別についても、同和地区住民と地区外住民の通婚率が若者ほど上昇していること、周囲の反対など幾多の障害を乗り越えて結婚に至っていること、その背景に同和教育のプラス効果があることなどを、データ分析とインタビュー調査をもとに明らかにしている。

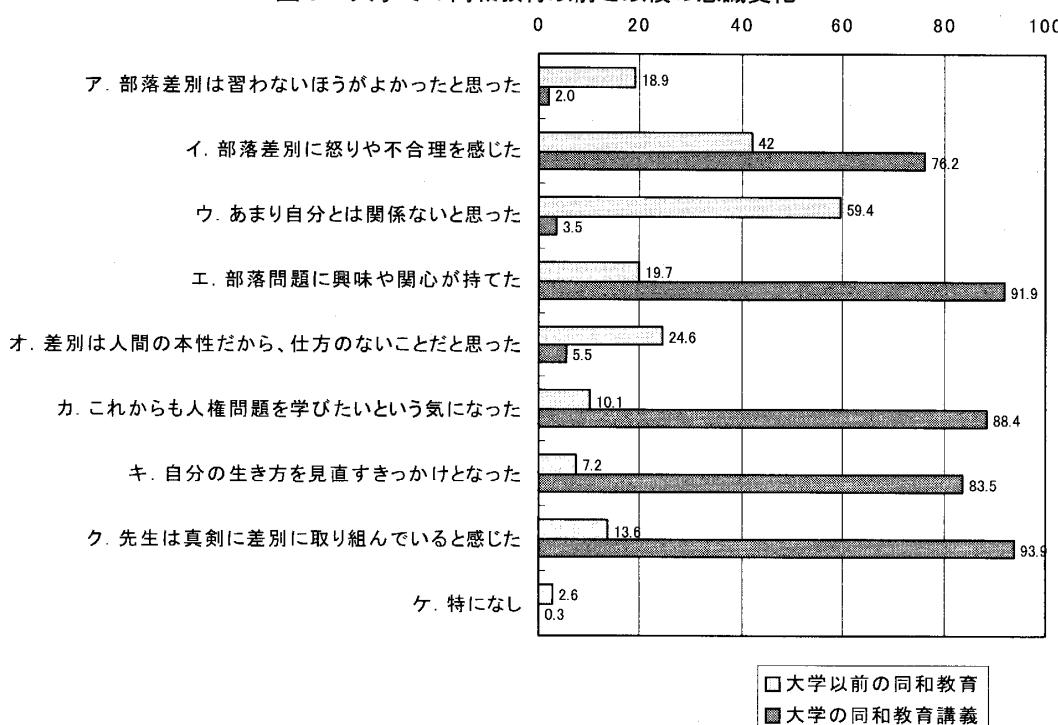
また府民の意識調査では、同和地区住民に対する「怖い」「不潔」「貧しい」などのイメージを伴った忌避意識（中～強）はいまだ5割を越えているものの、「同和地区に隣接する地域住民ほど忌避意識が強いはず」という定説が覆され、同一校区内ではむしろ同和地区に隣接する住民の忌避意識は逆に弱くなっている傾向を指摘した。その背景に、近年めざましい地域教育コミュニティの形成やまちづくりの積極的な交流を通して、忌避意識が克服され始めているという事実を挙げている。それはG.W. オルポート（1968）が言うところの「接触の効果」に他ならないと奥田は指摘する。この「接触の効果」については、同様に内田（2004）も、大阪府調査や福岡県など数種の行政調査を吟味しながら、「接触の効果」の可能性を整理している。すなわち部落問題をタブー視せず、地区内外住民が対等の立場で、共通の目標（まちづくりなど）を持って協力しあい、同和教育などの制度的支援があるなどの条件が重要だということである。

「寝た子を起こすな」と封をしてしまうことではなく、同和問題について積極的に科学的な知識学習や、マイノリティなど多様な人たちとの出会いを大切にした学校教育が求められている。社会科教育はもちろんのこと、あらゆる教育活動を通じて、同和教育や人権教育の視点が

求められているのである。

最後に、大学の同和教育講義で学生たちが獲得したスキルや態度について、アンケート結果を図3に挙げておく。この図の中に、同和教育の可能性と21世紀を担う若者たちへの希望を見いだしたいと思う。

図3 大学での同和教育以前と以後の意識変化



#### (注)

1) 部落差別に関する用語は、行政や教育関係者、部落解放運動関係者によってさまざまな用語を使っているのが現状である。本来、「同和」という語は、昭和天皇の改元勅語で「人心惟レ同ジク民風惟レ和シ」と使われたのを起源とし、1942年文部省同和教育研究会が作成した小冊子「国民融和への道」によって「同和教育」の語が認知された。したがって行政的には、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」「同和教育」という表現が使われる。また、歴史用語として「えた ひにん」を教科書検定で通している。一方、部落解放の運動や教育にかかわってきた人々は、部落問題、被差別部落、(被差別)部落民などの用語を使用することも多い。「同和教育」についても、本来「同和」という語が上述のように行政的ニュアンスが強かったため、対抗して「解放教育」などの名称を使ったが、現在は同和教育の充実と広がりによって、同和教育の名称を使うことが多い。

なお「穢多、非人」については、本稿では中学校教科書と同じ表記で「えた、ひにん」とひらがな表記を使用した。

2) 大阪府教育委員会 2002 「学校における人権教育推進のための事例集」

3) こうした賤称語を使った学校での部落差別事象は、大阪府教委が確認しているだけで、毎年10件前後報告されており、これが氷山の一角にすぎないことは、大阪府教委も認めている。差別事象は「それは

おかしい」と指摘できる者がいてこそ、初めて明らかになってくるからである。さらに大阪府全体を見れば、2003年だけで193件が発覚している。

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会 2004 『全国のあいつぐ差別事件』 解放出版社

4) 当時、中学校教師であった新保は、同和教育推進校での社会科授業における、同和地区出身の子どもたちの姿を、以下の論文に記している。

新保真紀子 2005 「部落史をどう教えるか？一生き方につながる部落問題学習を①②」『解放教育』No.458・No459 明治図書

5) 同和地区に隣接した一般校での部落問題学習の可能性については、3年間の部落問題学習カリキュラムを実践し、記録した下記の論文がある。

新保真紀子 1984 「人権学習をとおして生徒集団の高まりを」 中野陸夫編 2000 『人権教育をひらく同和教育への招待』 解放出版社

新保真紀子 1998 「身近な部落問題の実践－親の労働に学ぶ」 大阪府同和教育研究会編 『校区に被差別部落のない学校・園の部落問題学習 Part II』

6) しかし悲惨史観の克服を強調する余り、逆に「被差別部落の人たちが、いかに力強く生き抜いてきたか」といったプラスイメージを過度に強調しすぎてしまう傾向に対して、黒川（2004）は問題提起している。「差別をなくそうとするあまり、被差別者が極端に美化されて語られるということは、部落問題にかぎらず、マイノリティを対象としたときにしばしば陥る問題点です。部落史が、そのような傾向に足をすくわれることなく、いかに等身大の被差別部落像を伝えていくことができるか、いまなお問われつづけている課題です。」 黒川みどり 2004 『つくりかえられる歴』 解放出版社, P.218.

#### (参考文献)

- 網野善彦 1978 『無縁・公界・楽 日本中世の自由と平和』 平凡社  
網野善彦 1991 『日本の歴史をよみなおす』 筑摩書房  
網野善彦、阿部謹也 1994 『中世の再発見』 平凡社  
網野善彦 1996 『続・日本の歴史をよみなおす』 筑摩書房  
網野善彦 1996 『中世の世界とは何だろう』 朝日新聞社  
網野善彦 1997 『日本の歴史 上・下』 岩波新書  
稻垣有一 中尾健次 寺木伸明 1993 『部落史をどう教えるか』 解放出版社  
上杉 聰 1997 『部落史が変わる』 三一書房  
上杉 聰 2003 『歴史教科書が変わった』 『部落解放』 511号 解放出版社  
上杉 聰 2004 『これでわかった！部落の歴史－私のダイガク講座』 解放出版社  
上杉聰、寺木伸明、中尾健次 1992 『部落史を読みなおす－部落の起源と中世被差別民の系譜』 解放出版社  
内田龍史 2004 「部落マイノリティに対する忌避・差別軽減にむけて－『接触仮説』を手がかりに」 『部落解放研究』 第156号 部落解放・人権研究所  
大阪府人権教育研究協議会編 2004 『部落問題学習実践本 まちひとくらし2004』  
大阪府同和教育研究協議会編 1998 『校区に被差別部落のない学校・園の部落問題学習 Part II』  
大阪府同和教育研究協議会編 2000 『まちひとくらし21 人権総合学習の中で部落問題との出会いを』

- 奥田 均 2002 『「人権の宝島」冒険 2000年部落問題調査・10の発見』 解放出版社
- オルポート G.W. (原谷達夫, 野村昭 訳) 1961 『偏見の心理』 培風館
- 黒川みどり 2004 『つくりかえられる徴』 解放出版社
- 黒川みどり 2005 「人種差別と部落差別」 竹沢泰子編 『人類概念の普遍性を問う 西洋的パラダイムを越えて』 人文書院
- 斎藤洋一, 大石慎三郎 1995 『身分制社会の真実』 講談社現代新書
- 佐藤常雄, 大石慎三郎 1995 『貧農史観を見直す』 講談社現代新書
- 新保真紀子 2005 「大阪の同和教育と人権教育～その創生から進化を辿る」 『人権問題研究資料』 第19号 近畿大学人権問題研究所
- 住本健次, 板倉聖宣 1998 『差別と迷信 被差別部落の歴史』 仮説社
- 寺木伸明 1990 『被差別部落起源論序説 近世政治起源説の再生』 明石書店
- 外川正明 2001 『部落史に学ぶ』 解放出版社
- 中尾健次 1996 『江戸時代の差別観念』 三一書房
- 中尾健次 1996 『江戸の弾左右衛門—被差別民衆に君臨した“頭”』 三一新書
- 中尾健次 2003 『部落史50話』 解放出版社
- 中尾健次 黒川みどり 2004 『人物でつづる被差別民の歴史』 解放出版社
- 中野陸夫他編 2000 『人権教育をひらく同和教育への招待』 解放出版社
- 部落解放・人権研究所 2005 『人権図鑑 2004』 解放出版社
- 部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会 2004 『全国のあいつぐ差別事件』 解放出版社
- 盛田嘉徳, 岡本良一・森杉夫 1979 『ある被差別部落の歴史—和泉国南王子村』 岩波新書

(付表)

西暦	元号	教科書 改訂	東京書籍	大阪書籍	その他の特徴ある教科書や身 分制以外の特筆すべき記述
1971	昭和 46	小(3次)	【士農工商】…幕府はそれだけでなく、武士中心の世の中を長く続かせるために、士、農、工（職人）、商の身分をはっきりと守らせました。	【士農工商】…幕府は、武士を中心とする世の中をつづかせるため、士（武士）農（農民）工（職人）商（商人）の順序で、身分を差別しました。	
1972	47	中(3次)			*身分制度で「えた・ひにん」の記述初出
1974	49	小	【士農工商】…幕府は、また、その支配を長くつづけるために、士、農、工（職人）、商、その他の身分を定め、 <u>その差別をきびしくしました。</u>	【士農工商】…幕府はまた農工商の下に、いちだんと低い身分をおきました。…農工商より、さらに低い身分とされた人々は、すむ土地が限られていて、田畠をもつものもごくわずかで、そのくらしはみじめでした。（欄外に「みじめなくらし」と特記）	*小学校全教科書で身分制度に「さらに低い身分」の記述初出 *他に教出は「農工商の他にさらに低い身分におかれた人々があり、住むところやしごとも差別され、人権はほとんど認められませんでした。」と記述
1975	50	中			
1977	52	小	【士農工商】…その上、幕府は、農、工、商よりさらに低い身分をおきました。この差別政策は、農民にも、まだ下のものがいると考えさせ、武士や幕府に対する不満をそらさせるのに役だつたといわれています。	【士農工商】…そのうえ、幕府は、農工商の下に、さらにいちだんと低い身分をおきました。低い身分とされた人々は、住む場所も悪い土地にかぎられ、田畠をもつ者もわずかでした。職業はかぎられて、おもな産業からしめ出され、みじめなくらしをしいられました。	*日書は、「『さらに低い身分とされた人々』の受けた差別」というコラムで、「ある藩の取り締まりの命令」を詳しく紹介している。また、士農工商を縦型に図示している。 *教出は人口割合を示す円グラフの「その他3%」に「農民や町人よりも低い身分の人など」の記述
1978	53	中			
1980	55	小(4次)	【士農工商】…このほか、幕府は、農民や町人より低い身分を定めました。これは農民たちが幕府や武士に不満をいだいても、「自分たちよりもっとみじめな人々がいるから、がまんしよう。」とあきらめさせるのに役立ちました。	【士農工商】…幕府は、農工商の下に、さらに低い身分をおきました。これらの低い身分とされた人々の多くは、悪い土地に住まわせられ、職業もかぎられたものしかなく、苦しい暮らしをしいられました。	*大書に渋染一揆の記述
1981	56	中(4次)			
1983	58	小	【士農工商】…このほか幕府は、農民や町人より低い身分を定めました。これは農民たちが幕府や武士に不満をいだいても、「自分たちよりもっとみじめな人々がいるから、がまんしよう。」とあきらめさせるのに役立ちました。	【士と農工商】…そのうえ、幕府は、農工商の下に、さらに低い身分をおきました。これらの低い身分とされた人々の多くは、悪い条件の土地に住まわせられ、職業もかぎられたものしかなく、苦しい暮らしをしいられました。	
1984	59	中			
1986	61	小	【士農工商】…このほか幕府は、農民や町人より低い身分を定め、職業や住む場所などを制限しました。これは農民が不満をいだいても、「自分たちよりもっとみじめな人々がいるから、がまんしよう。」と思わせるのに役立ちました。	【士と農工商】…その上、幕府は農・工・商の下に、低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、河原など悪い条件の土地に住まわせられました。また、山野や用水の利用もほとんどゆるされず、職業や服そうも制限されて、苦しい暮らしをしいられました。…さらに低い身分をつくったのも、農・工・商の人々に、もっと低い身分があると思わせ、武士への不満をそらそうとしたためだと考えられます。	*学図も、人口割合を示す円グラフの「その他3%」に「農民や町人よりも低い身分の人など」の記述
1987	62	中			
1989	平成 元年	小	【士と農工商】…最も低い身分とされた人々は、生活環境の悪い場所に住まわされ、職業も限られて、そのうえ、他の身分の人との交際を禁じられるなど、差別された生活をおくっていました。このような人々がいることは、農民や町人に「世の中にはもっとみじめな人々がいる。自分たちはまだました。」と思わせて、その不平不満をそらせる	【士と農工商】…そのうえ、幕府は、農・工・商の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、河原など悪い条件の土地に住まわせられました。また、山野や用水の利用もほとんどゆるされず、職業や服そうも制限されて、苦しい暮らしをしいられました。…さらに低い身分をつくったのも、農・工・商の人々に、	*日書にも、人口割合を示す円グラフの「その他3%」に「農工商よりさらに低い身分とされた人々」の記述。また「幕府や藩はさらに低い身分の差別を強化したので、差別反対の一揆などもおこりました。」と記述。 *教出の指導書に、ピラミッ

			のに役立ちました。	もっと低い身分があると思わせ、武士への不満をそらそうとしたためだと考えられます。	ド型の身分制度の図示。
1990	2	中			*中学校教科書・帝国の身分制の記述に、イラストとしてピラミッド型の身分制度図が初出（教出指導書と類似）上から士（将軍・大名～御家人・家臣）／農（村役人～水呑百姓）と工商（町役人～店借）／えた・ひん ピラミッドの外に公家や僧侶などの図示
1992	4	小	<p><u>【土と農工商】</u>…農民や町人の下にさらに低い身分を置き、他の身分と分断して支配しました。</p> <p><u>【きびしい差別】</u>農民や町人よりも低い身分に置かれた人々は、世の中には必要であっても、人の好まない役務を負わされ、職業も限られました。そして、住むには向かない場所に住まわされ、他の身分の人との交際も禁じられるなど、きびしく差別された生活をしいられました。これは農民や町人に、世の中には自分たちより身分の低いみじめな人々がいるのだから、少しぐらいの不平不満は我慢しようと思わせ、分断して支配するためと考えられています。これらの人々は、こうしたきびしい差別の中でも、農業をはじめ、様々なしごとをしたり、農村や町の人々にとって役立つ用具をつくったりして生活し、社会を支えました。</p>	<p><u>【土と農工商】</u>…そのうえ幕府は、農民・町人の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、河原などの条件の悪い土地に住まわされ、人々の好まない仕事をしいられましたが、さまざまな仕事について、社会をささえました。幕府は支配がみだれると、身分制もひきしめようとした。特に、これらの人々の日常生活や服装などについては、きびしく制限しました。このように身分による居住地・職業・結婚などへのきびしい差別は、農民と町人が力を合わせて武士の支配に反抗しないようにするとともに、自分よりも下の身分がいると思わせて、武士への不満をそらす役割を果たしたと考えられます。</p>	*帝国は「岡山藩が定めたきまり」として染め一揆のきっかけとなる御触書を紹介し、「差別を受けている人々は、これに反対して、一揆（渋染一揆）をおこし、きまりどおりの政治は行わせませんでした。」と記述 *学図は、身分制の引き締めのコラムで、「松前藩のおきて書き」を紹介している。 *東書や大書は、差別されながら、社会をささえる仕事をしたというプラスイメージの記述がてくる。
1993	5	中			*帝国の身分制ピラミッド図はなくなり、円グラフの人口比のみ
1996	8	小	<p><u>【將軍の力と身分制度】</u>…幕府や藩は、農民や町人よりも低い身分を置き、他の身分と分断して支配しました。</p> <p>*人口比の円グラフで「農民や町人より低い身分とされた人々など3%」の記述</p> <p><u>【人々のくらしきびしい差別】</u>…農民や町人よりも低い身分に置かれた人々は、河原やあれ地などの条件の悪い所に住まわされ、つらい役務を負わされました。そして、むらの行事や祭りへの参加を禁じられるなど、他の身分の人との交際を禁じられました。これは、農民や町人に自分より低い身分の者がいると思わせて、武士への不満をそらす役わりを果たしたと考えられています。</p> <p>しかし、これらの人々は、このようなきびしい差別のなかでも、農業をはじめさまざまな仕事をしながら、助け合って生活し、税をおさめました。そして、人々の日常生活に役立ついろいろな用具をつくるなど、社会を支えました。</p>	<p><u>【身分のきまり】</u>…そのうえ幕府や藩は、農民や町人の下に、さらに低い身分をおきました。この低い身分におかれた人々は、したがて他の身分との交流を制限され、中には河原などの条件の悪い土地に住まわされました。しかし、これらの人々は、差別にたえながら、荒れ地を耕して農業を営み、人々のくらしに必要な生活用具をつくり、伝統的な芸能を伝えたりして、日本の社会や文化をささえていきました。</p> <p>*人口比の円グラフで「農民や町人より低い身分の人など 1.6%」の記述</p>	*大書は「土農工商」の身分制度名称を使用せず。東書・教出は差別されていた人々が年貢や税をおさめていたことを記述。また、この2社に加えて大書や光村も、生活道具の生産や農業などに従事していたことなどの記述。 *東書は行事や祭りから排除された記述や差別の中で助けあって暮らした記述。 *全体的に、プラスイメージを押し出している。 *大書に渋染一揆のコラム
1997	9	中			
2000	12	小	<p><u>【將軍の力と身分制度】</u>…一方、幕府や藩は、豊臣秀吉が決めた身分の決まりをもとにして身分ごとの支配を強めていきました。地域ごとに、村人（百姓）と町人（職人・商人）をまとめてそれぞれ治め、また、村人や町人とは別に身分上きびしく差別されてきた人々も地域ごとにまとめて治めました。</p> <p><u>【村と町の人々のくらし】</u>…村人や町</p>	<p><u>【それぞれの身分と生活】</u>…主に農業や商工業などの仕事をしていた農民や町人（職人・商人）は、武士に支配され、ねんぐなどで武士のくらしをさえる身分とされました。さらに、農民や町人からも差別された人々もいました。これらの人々は、服装や行事の参加などきびしい制約を受けましたが、農業を営んでねんぐをおさめるだけで</p>	*全教科書が土農工商という用語を使わなくなった。さらに東書と大書は「百姓」という用語の記述 *「さらに低い身分」という記述は日文・光村のみ。他は、「差別をされた人々」（東書・大書）や「別の身分」（教出）という記述へと変化。

			<p>人とは別に身分上きびしく差別された人々は、住む場所や身なりを制限され、村や町の行事や祭りに参加することを断られるなどの差別を受けました。</p> <p>この人々は、こうした差別の中でも、農業をはじめさまざまな仕事をしながら税をおさめ、人々の生活に必要な日常の用具をつくるなどして社会を支えました。そして人口があまり増えなかつた江戸時代に、この人々の住む村々の人口は増えていったのです。</p> <p>*「差別を受けていた人々の住む、ある村の人口」のタイトルで人口増加のグラフあり。</p>	<p>なく、くらしに必要な生活用具を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりして、日本の社会や文化をささえる一役をになりました。</p> <p>*百姓の説明コラム「村に住み、農業や漁業・林業などいろいろな仕事についた人々を百姓といいます」</p>	<p>*「身分をおいた」といった記述から「差別される人もいた」という記述へと変化。</p> <p>*差別された村の人口が増加した記述が東書に初出。グラフつき。</p> <p>*東書・大書・日文が、「蘭学事始」の説明で、差別された老人が解剖したことをイラストつきで紹介</p> <p>*全教科書が、渋染一揆の記述</p>
2002	14	小(5次) 中(5次)	<p>【身分と人々のくらし】……村人や町人とは別にきびしく差別された身分の人々もいました。この身分の人々は、住む場所や身なりを決められ、村や町の行事や祭りに参加できないなどの差別を受け、幕府や藩も差別を強めました。この人々は、こうした差別のなかでも、農業をはじめさまざまな仕事をしながら税をおさめ、人々の生活に必要な日常の用具をつくるなどして社会を支えました。また、伝統的な芸能などの文化を伝えました。</p> <p>*「差別を受けていた人々の住む、ある村の人口された人口」の解説で人口増加のグラフあり。</p>	<p>【それぞれの身分とくらし】……さらに、農民や町人からも差別された人々もいました。これらの人々は、服装や行事の参加などできびしい制約を受けましたが、農業を営んでねんぐをおさめるだけではなく、くらしに必要な生活用具を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりして、日本の社会や文化をささえる一役をになりました</p>	<p>*教出・光村は「別の身分をおいて」、日文は「ことなる身分とされた人々がいました」</p> <p>*全教科書が、渋染一揆の記述</p> <p>*多くの教科書が「蘭学事始」の説明で、差別された老人が解剖したことをイラストつきで紹介。</p>
2005	17	小	<p>【人々のくらしと身分】…また、百姓と町人とは別に、きびしく差別された身分の人々もいました。(コラム)住む場所や身なりを決められ、百姓や町人から区別され、村や町の祭りへの参加をこばまれるなど、きびしい差別のものとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。これらの人々は、こうした差別の中でも、農業や手工業、芸能を営み、また治安などをになって、社会を支え、伝統的な文化を伝えました。</p>	<p>【身分とくらしを調べる】…さらに、農民や町人からも差別された人々もいました。これらの人々は、服装や行事・祭りの参加などできびしい制約を受けました。しかし、農業を営んでねんぐをおさめ、すぐれた生活用具をつくったり、芸能を伝えたりしたほか、医学の発展にこうけんするなど、当時の社会や文化をささえました。</p>	<p>*教出・東書は「区別され、差別された人々」日文は「ことなる身分とされた人々…つきあいも次第に制約」</p> <p>*多くの教科書が、「…差別された人々がいました」と記述し、幕府が作ったという説明がなくなる。</p> <p>*全教科書が、「蘭学事始」の説明で、差別された老人が解剖したことをイラストつきで紹介。</p>
2006	18	中			

\*教科書改訂欄の後の数字は、学習指導要領改訂が同時にあった年で、学習指導要領の第何次改訂かを示している。

\*文中の【】は教科書の項目タイトル 文中の…は中略の意

\*下線部は筆者が記す。

\*教科書会社は以下の略である（発行者番号順）東書：東京書籍、大書：大阪書籍、学図：学校図書、教出：教育出版、光村：光村図書出版、帝国：帝国書院、日文：日本文教出版